

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大和郡山市契約規則（昭和39年大和郡山市規則第8号）第3条に基づき、条件付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年6月8日

大和郡山市教育委員会
教育長 松原 義文

記

1 入札件名

大和郡山市 学校施設(小学校・中学校・幼稚園) 非構造部材点検業務

2 契約期間

契約日より令和9年2月28日

3 入札担当課及び文書宛先

書類の交付場所及び提出先はすべて下記のとおりとする。

大和郡山市教育委員会 教育総務課 施設係

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4

電話：0743-53-1703 内線 712／FAX：0743-52-3211

メール：kyoikuS@city.yamatokoriyama.lg.jp

なお、文書の宛先はすべて「大和郡山市教育委員会 教育長 松原 義文」宛であること。

4 業務仕様書

別紙「仕様書」を参照

5 条件付一般競争入札とする。

6 入札参加資格

入札参加者は以下の各要件を全て満たしている者であること。

① 令和6年度から令和8年度現在において、非構造部材耐震化点検業務を内容として、官公庁との契約を締結し、かつ、その契約を滞りなく履行した実績があること。

② 令和7・8年度大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者であること及び、競争入札参

加資格（1. 登録業種：建設コンサルタントまたは建築設計）を有すること。

③管理技術者は、一級建築士の資格を有していること。

④地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき構成手続開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑥後述にある入札参加資格確認のための提出書類中の「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書」の提出ができない者でないこと。

7 入札参加申請

入札参加を希望する者は、上に掲げる入札参加資格を有する事の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、本件一般競争入札に参加することができない。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

ウ 契約実績表

エ 契約実績がわかる書類（コピー可）

オ 一級建築士の資格を有していることを証明できる書類（コピー可）

（2）提出期限

令和8年6月17日（水）

※土・日・祝等、市役所閉庁日を除き、午前9時から午後17時まで（以下同様）

（3）提出場所

入札担当課とする。

（4）提出方法

持参もしくは郵送によること。ただし、郵送による場合は提出期限内必着とする。

（5）資格の確認及び通知

申請書の提出があった者に対し、令和8年6月25日（木）までに、次に掲げる事項を記載した入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を通知する。

通知の方法はメールまたは郵送によることとし、郵送の場合は令和8年6月25日（木）

までに発送することとする。

ア 入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」と言う。）

入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認められた者

入札参加資格がない旨及びその理由

(6) その他

ア 申請書の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。

イ 教育長は、提出された申請書を本件入札参加資格確認以外に使用しない。

ウ 提出された申請書は返却しない。

8 質問及び回答

入札説明書及び仕様書の内容について質問がある場合は、質問内容をメールまたは FAX にて提出すること。なお様式は自由とする。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後17時までとする。

(2) 提出先

入札担当課へ FAX にて提出すること。

(3) 回答方法

質問が提出された場合に限り、令和8年6月25日（木）までにホームページにて回答書を掲載する。

(4) その他

質問の内容上、メールまたは FAX によって提出しがたい場合は、その旨事前に入札担当課へ連絡すること。

9 入札日時

令和8年7月3日（金） 午前10時00分

10 入札会場

大和郡山市役所 2階 教育委員会室

11 入札書記載額及び契約金額

(1) 入札書記載額

契約希望金額に消費税、地方消費税を除き、一切の諸経費を含んだ金額を入札書に記載すること。

(2) 契約金額

入札書記載金額に110/100を乗した額とする。ただし、小数点以下の端数がある場合は、その端数は切り捨てとする。

(3) その他

契約希望金額に含める金額については、仕様書を参照すること。

入札書については、有資格者にのみ確認通知書と同時に発送する。

1 2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、辞退届を入札時刻の60分前までに入札担当課に提出すること。
辞退届が提出されない場合は失格とする。なお様式は自由とする。

1 3 入札参加上の注意

入札にあたっては、以下の項目を厳守すること。

- ①代表者あるいはその代理人（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法、大和郡山市契約規則、その他関係法令及び仕様書その他契約に必要な条件を承諾の上、入札すること。
- ②入札参加者は、必ず入札に出席すること。
- ③入札時刻に遅れたり、入札会場に現れなかったりした場合は失格となり、入札に参加できない。
- ④入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはいけない。
- ⑤入札参加者は、入札書を作成し、表に件名等を記した封筒に入れ、指定された場所に提出すること。入札書は有資格者にのみ確認通知書と同時に送付する様式を使用すること。
- ⑥代理人が入札する場合は、開札前に有資格者にのみ確認通知書と同時に発送する委任状を提出すること。
- ⑦入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。なお、記載事項を訂正する場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し押印すること。ただし、金額の訂正は認められない。
- ⑧提出された入札書は、引換又は変更若しくは取消をすることはできない。
- ⑨以下の各号の一つに該当する場合は、入札の執行を延期、停止し、または中止することがある。
 - 一 入札の公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正利益を得るために協力したものと認めるとき。
 - 二 その他市長及び教育長が必要と認めるとき。
- ⑩以下の各号の一つに該当する入札は、無効とする。
 - 一 入札に参加する資格のない者のした入札
 - 二 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - 三 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - 四 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - 五 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札
 - 六 入札者の記名押印のない入札、若しくは金額その他の記載が脱落、若しくは不明瞭で確認できない入札または金額を訂正した入札
 - 七 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- ⑪予定価格以内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ⑫落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定す

る。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

⑬入札執行回数は2回までとする。2度目の入札に必要な入札書、封筒、印鑑等も持参すること。

⑭2回の入札を執行しても落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合は、2回目の入札の入札金額が低い者から協議を行い、予定価格内の価格を提示した者と随意契約を行う。

⑮入札参加者は入札後、入札説明書その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 4 その他

入札仕様書、申請書及び申請書の添付書類については、大和郡山市公式ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

<https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp>